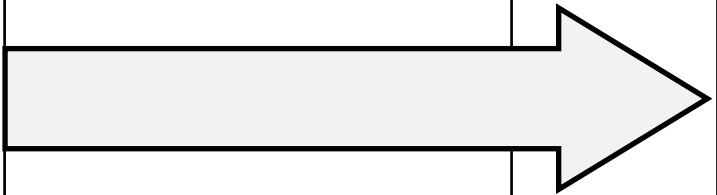


令和元年台風第19号による被災者に係る対応について

協会けんぽでは、令和元年台風第19号に伴う災害救助法の適用市町村の被災者に対して、以下の費用負担等の措置を実施している。（※令和元年11月22日時点）

事項	内容	R1/10/12	R2/1/31	R2/2/10
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を令和2年1月31日まで行う。			
任意継続保険料の納付猶予	被保険者からの申出に基づき、令和元年11月分（納付期限11月11日）、令和元年12月分（納付期限12月10日）及び令和2年1月分（納付期限1月10日）の保険料の納付を令和2年2月10日まで猶予する。			

※令和元年11月26日時点の千葉支部の状況は以下のとおり

- ・医療機関等における一部負担金等の支払いの免除（還付）：2件
- ・任意継続保険料の納付猶予：32件

■ 令和元年台風第19号における災害救助法適用市町村（※令和元年11月1日時点）

	自治体名	区	市	町	村	計
1	岩手県	0	6	5	3	14
2	宮城県	0	14	20	1	35
3	福島県	0	13	30	12	55
4	茨城県	0	24	6	0	30
5	栃木県	0	13	8	0	21
6	群馬県	0	12	13	5	30
7	埼玉県	0	29	18	1	48
8	千葉県	0	25	15	1	41
9	東京都	7	17	4	1	29
10	神奈川県	0	11	7	1	19
11	新潟県	0	3	0	0	3
12	山梨県	0	10	6	4	20
13	長野県	0	16	13	14	43
14	静岡県	0	1	1	0	2
14都県合計		7	194	146	43	390

※上記市町村のうち、以下の千葉県の25市15町1村、東京都の1町については、令和元年台風第15号において災害救助法が適用された地域であり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあり、継続的に救助を必要としていることから、台風第19号においても災害救助法が適用された市町村。

千葉県：千葉市、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

東京都：島しょ大島町